

平成26年第2回定例会

# 長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

平成26年8月26日 開会

平成26年8月26日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

平成26年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成26年8月26日

1 出席議員

1番	腰川日出夫君	2番	金坂道人君
3番	鈴木敏文君	4番	ますだよしお君
5番	伊藤すすむ君	6番	常泉健一君
7番	森佐衛君	8番	鶴野澤一夫君
9番	市原重光君	10番	岡澤宏一君
11番	東間永次君	12番	中村秀美君
13番	北田頼光君	14番	大多和秀一君
15番	関民之輔君	16番	神崎好功君
17番	松崎勲君	18番	松崎剛忠君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	玉川孫一郎君
副管理者	市原武君	副管理者	林和雄君
副管理者	成嶋尚武君	副管理者	平野貞夫君
教育長	古谷一雄君	病院事業者 管理	桐谷好直君
事務局長	風戸博恭君	消防長	高橋茂君
水道部長	小高隆君	病院事務部長	小高一徳君
事務局次長 (保健センター所長)	鈴木均君	消防本部次長 (消防本部総務課長)	佐久間重光君
水道部次長	御園生俊一君	事務局副参事 (事務局総務課長)	小倉健壽君
水道部 管理課長	末吉洋夫君	病院総務課長	葛桂樹君
環境衛生課長 (温水センター所長)	山本俊明君	消防本部 防課長	朽木保雄君
消防本部 予防課長	相澤正孝君	長南聖苑所長	河野良一君
視聴覚教材 センター所長	磯野正貴君	会計管理者	丸正夫君

代表監査委員 白井伸夫君

4 事務局職員

議事 務 局 会 長 御園生 清 君 書 記 白 井 実 君  
書 記 秋 葉 正 人 君

議 事 日 程

平成26年8月26日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長辞職の件
- 第 5 議長の選挙
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 一般質問
- 第 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 認定案第1号から認定案第4号の上程説明並びに質疑
- 第11 議案第1号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第2号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）
- 第13 議案第3号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第4号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について
- 第15 議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の廃止について
- 第16 議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第7号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 第18 議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○副議長 おはようございます。

茂原市の腰川でございます。諸般の事情により、副議長が開会をいたします。

まず開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本年4月の長生村議会議員選挙に伴い、組合同規約第5条第2項の規定により、議長職議員として東間永次議員が、そして、議会選出議員として中村秀美議員が、本組合の議会議員となりました。お二人とも、引き続きのご活躍をご期待申し上げます。

次に、地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第2項の規定により、平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越計算書及び平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計継続費精算報告書については、8月8日付で管理者から調製した旨の報告がありました。コピーして、先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、ご了承願います。

なお、報告第1号では、資料のとおり、工事掘削箇所に崩落の危険性が生じ、安全性を勘案した施工方法に改めたことで、年度内完成が困難になったこと等により、2件の工事を繰り越したもので、平成26年4月末で2件の工事は完成いたしております。

報告第2号では、橋の架け替え工事に伴う配水管添架工事を、平成24年度からの2カ年継続事業として実施したもので、平成25年6月に工事は完成しておりますとの報告がありました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う経営健全化については、8月8日付で管理者から報告があり、よって、この件につきましても、先般お届けさせていただいたところであります。この財政健全化に関する報告事項は、この後審査する決算認定と連動いたすものですが、法令に沿って議会報告した後に、一般に公表されるものであります。

書面による報告は以上であります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知がありました者の職、名前はお手元に配付してございますので、ご了承願います。

なお、副管理者の小高陽一君から、所用のため欠席する旨の通知がありましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時01分開会

○副議長 ただいまから平成26年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は18名全員であります。よって、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開き、本定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長に報告を求めます。

ますだよしお議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（ますだよしお君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、平成26年第2回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

日程第1は、議席の指定を行います。

日程第2は、会議録署名議員の指名を行います。

日程第3は、会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から察するに、本日1日といたしたいと思っております。

日程第4は、議長辞職の件を行います。

日程第5は、議長の選挙を行います。

日程第6は、常任委員会委員の選任を行います。

日程第7は、議会運営委員会委員の選任を行います。

日程第8は、一般質問を行います。通告者は1名です。

日程第9は、専決処分の承認を求めるものです。

日程第10は、認定案第1号から第4号の上程説明を受けた後、質疑を行います。なお、詳細なる審議は、決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、その委員会の中で審議されますようお願いしたいと思います。また、決算審査特別委員会委員につきましては、慣例によりまして、茂原市選出議員が3名、町村選出議員各1名の合計9名をもって構成し、委員の選出については、議会委員会条例第7条第1項により議長が議会に諮って指名することとなります。

次に、日程第11以降で審議いただきます案件ですが、議案8件でございます。この議案8件につきましては、それぞれの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに採決していただきたいと考えております。なお、これらのうち1件の人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑、討論をも省略して直ちに採決する

ようお願いいたします。なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上のとおり、議会運営委員会といたしましては協議決定を見ましたので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

報告を終わります。

○副議長 ご苦労さまでした。以上で議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により本職において指定いたします。

11番、東間永次君、12番、中村秀美君を、それぞれ指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、本職において指名いたします。

14番、大多和秀一君、15番、関民之輔君の両名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第4、議長辞職の件を議題といたします。

これは、先の郡議長会の役員変更に伴うものであります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、7番、森佐衛君には、暫時退場をお願いいたします。

(7番 森佐衛君退場)

○副議長 会議規則第139条の規定により、議長、森佐衛君から、平成26年8月25日付にて辞表が提出されております。

お諮りいたします。

森議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、森佐衛君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森佐衛君の入場を許します。

(森佐衛君入場)

○副議長 ただいま議長を辞職いたしました森佐衛君におかれましては、議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政の発展のためにご尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

ここで、議長を辞職いたしました森佐衛君からご挨拶がございます。

よろしく申し上げます。

○7番(森佐衛君) 一言、ご挨拶申し上げます。

議長在任中は、皆様方のご指導、ご協力を賜りまして、その職を大過なく過ごすことができました。感謝申し上げます。

簡単ですが、退任のご挨拶をいたします。ありがとうございました。

○副議長 ありがとうございます。

次に、日程第5、議長の選挙を議題といたします。

ただいま、組合議長が欠員となっておりますので、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、本職において指名することに決定いたしました。

議長に北田頼光君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました北田頼光君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました北田頼光君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北田頼光君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長の紹介をいたします。

北田議長に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○議長 ただいま議員各位のご推挙をいただき、長生郡市広域市町村圏組合議長の要職を務めることになりました。元より浅学菲才ではございますが、職務を果たせるよう先輩方の皆様のご指導をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○副議長 それでは、ただいま新議長が決まりましたので、私の職務はこれで終了いたします。

新議長と交代をいたします。

ご協力をありがとうございました。

北田議長、議長席へお願いします。

○議長 では、よろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。

日程第6、常任委員会委員の選任並びに日程第7、議会運営委員会委員の選任を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、常任委員会委員の選任並びに議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定によって議長において指名いたします。

11番・東間永次君を総務常任委員会委員に指名いたします。また、12番・中村秀美君を企業常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に指名いたします。

お諮りいたします。

以上、指名いたしました議員を、総務常任委員会、企業常任委員会及び議会運営委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩いたしますが、この休憩時間にそれぞれの委員会を開催します。

総務常任委員会委員の方は第1研修室へ、企業常任委員会の方は第2研修室へお集まりください。なお、議会運営委員会は企業常任委員会の終了後に開催いたします。

再開は10時35分といたします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室におきまして、各常任委員会が開かれました。

総務常任委員会と企業常任委員会では、空席でありましたそれぞれの委員長の互選があり、総務常任委員会では森佐衛君が、企業常任委員会では岡澤宏一君が、それぞれ委員長に選任されました。また、議会運営委員会では、空席でありました副委員長に、松崎剛忠君が選任されました。

会議を続けます。

ここで管理者より挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 平成26年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より広域行政の進展にご指導・ご協力を賜っておりまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年5月に長生村議会におきまして、広域組合議会議員が選出され、議長職の議員として東間永次議員が、また、議会選出議員として中村秀美議員が当組合議会議員に就任されました。両議員におかれましては、引き続き広域行政進展のためご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど議長の改選があり、新議長に北田頼光議員が就任されました。今後の広域組合議会の運営にご尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、前議長の森佐衛議員におかれましては、広域組合議会の運営に多大なるご尽力をいただきましたことに、衷心より御礼を申し上げますとともに、今後も変わらぬご支援をお願い申し上げます。

さて、ここで1点、報告をさせていただきます。

長生病院の旧A棟の解体及び跡地の駐車場整備工事の関係でございますが、入札の結果、株式会社斎藤組が落札しました。6月11日に工事を着手し、11月末日の工期で工事を進めております。また、本工事の実施に伴いまして、隣接する中央駐車場の舗装部分が地震等により凹凸ができ大変危険であることや、C棟正面玄関にスロープがないことから、車椅子を利用されている方等への配慮としてバリアフリー化をするために、今回、中央駐車場の改修工事について、補正予算による対応を提案させていただいております。

なお、完成後の新駐車場には72台の駐車が可能となりますが、工事中はご来院の皆様方には大変ご不便・ご迷惑をおかけいたしております。利用される皆様に事故のないよう、安全管理に努めてまいりますので、何とぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、平成25年度の各会計の決算認定案を初め、13案件についてご審議をお願い申し上げるところであります。私からは平成25年度の各会計における決算につきまして、概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は54億9,067万円余、歳出総額は53億1,493万円余となり、歳入歳出差引残額は1億7,574万円余となりました。本案を初め、各会計の決算の認定に当たり、監査委員に審査をお願いし、さまざまなご意見やご指導をいただいておりますので、今後も、それらに十分に留意いたしまして、経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいり所存であります。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算であります。歳入総額は1億8,583万円余、歳出総額は1億7,866万円余となり、歳入歳出差引残高は717万円余となりました。今後とも、関係機関と十分に連携を図りながら、適正な管理運営に努めてまいり所存であります。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算であります。給水人口14万7,000人余、給水戸数は6万戸余で、年間給水量は1,976万立方メートルと、前年度に比べ1.3%減少し、また、年間有収水量は1,737万立方メートル余で、前年度に比べ1%減少いたしました。経理状況でございますが、水道事業収益の決算額は48億8,890万円余で、水道事業費用の決算額は48

億8,563万円余となり、本年度の純損益は326万円余の純利益となりました。一方、資本的収支につきましては、資本的収入が8億5,919万円余で、資本的支出が20億438万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額11億4,518万円余が、過年度分損益勘定有効資金等で補填いたしました。今後も水需要に対応した安定供給に努めまして、健全な運営をしておく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計であります。業務量で入院患者は年間延べ4万2,000人余、前年度に比べ8.8%の減。また、外来患者は8万4,000人余で、前年度に比べ9.3%の減となりました。経理状況ですが、病院事業収益の決算額は33億2,772万円余で、病院事業費用の決算額は32億6,453万円余となり、今年度の純損益は6,318万円余の純利益となりました。また、資本的収支につきましては、資本的収入が7億7,871万円余で、資本的支出は8億9,721万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額1億1,849万円余が、過年度分損益勘定有効資金等にて補填をいたしました。自治体病院の経営は依然として大変厳しい状態にある中で、長生病院は平成22年度から4年連続で黒字決算となりましたが、この背景には構成市町村からの負担金が大きな要因となっておりますことから、さらなる経営改善を図り、最小限の負担金で運営できる体制づくりに努めるとともに、今後も地域住民のニーズに沿った医療の整備を行っていく所存でございます。

以上が、各会計の平成25年度決算の概要となりますが、そのほかの議案につきましては、それぞれの担当者から説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第8、一般質問を行います。

質問の回数は、議会運営委員会の意向を尊重し、また、会議規則第56条の規定により2回までといたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い、3番、鈴木敏文君。

○3番（鈴木敏文君） 茂原市の鈴木敏文でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、去る7月1日に行われました広域会議の視察研修で、長野県茅野市にあり

ます諏訪中央病院にお伺いしまして、病院の経営等について、つぶさに見学をしてまいりました。そのときの皆さん方の思いというものが私はひしひしと感じられたことがございまして、議会におきましても、管理者を初め、当局の皆様方にその状況を説明しながら、改善できることは改善できるということで、質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

諏訪中央病院は、昭和28年に、ちの町他9カ村により設立をされました。当初は結核病床60床を含む110床でしたが、平成16年には362床となり、国内でも注目を集める病院となっております。最初のころは患者数も少なく、盲腸の診断をしたら逃げ出して、他の病院で手術を受けた、というような患者さんもいらしたそうでございます。諏訪中央病院が現在のような大きな病院になりました大きな要因は、鎌田實名誉院長と病院スタッフによりまして、さまざまな取り組みがあると考えられます。鎌田名誉院長は東京医科歯科大学医学部を卒業後、潰れかかっていた諏訪中央病院に勤務、住民とともにつくる地域医療に取り組み、昭和63年、30代で同病院院長に就任。食生活の改善や住まいの改善など、住民の意識改革にスタッフとともに取り組み、現在のような成果を上げてこられました。

諏訪中央病院では、地方公営企業法の一部適用であるものの、前組合長が、これは茅野市長でございますけれども、「病院経営に関しては口を出さないで、病院民主主義で動かしてもらいたい。組織市村はスポンサーだ。」ということで、自主的に運営をしているとこのこととございました。また、病院の事務長は平成4年に茅野市から出向してまいりました。病院配属となりましたが、平成11年には任用替えして、その後、約20年にわたりまして、病院運営に当たっているそうでございます。

現在、職員は、院長を初め全員が病院職員であり、行政からの派遣職員はいらっしゃらないということでございます。そうすることにより、職員全員がプロ意識を持ち、モチベーションを高め、事務長を中心に病院の運営に当たり実績を残しているそうでございます。

長生病院では、事務部長や事務部の課長は市町村からの派遣であり、2年程度で交代となっております。病院長を補佐し病院を運営していく上では、諏訪中央病院のように長年病院運営に携わっているプロパーによる体制を考えることも必要ではないかと思っておりますが、病院管理者の桐谷院長に見解をお伺いいたします。

次に、医師の勤務体制についてお伺いをいたします。長生病院は地域医療の中核病院として、二次救急を担っております。当番日には当直医師が不眠で勤務し、当直明けもそのまま外来診療に当たるなど、ハードな勤務体制であると伺っておりますが、医師不足の中、

医師が疲弊しないような対策を講ずることが必要であると思いますが、どのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 ただいまの3番、鈴木敏文君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

長生病院院長、桐谷好直君。

○病院事業管理者（桐谷好直君） お答え申し上げます。

現在、病院へは、茂原市及び白子町より職員が派遣されており、事務方のトップである事務部長や総務課長等、管理職としての派遣が継続されております。これは関係市町村との連携を図り、運営が円滑に進むようにとの配慮から実施されているものと考えております。

しかし、病院という特殊な環境の中、ややもすると閉鎖的な職場になり、プロパー集団の集まりの中では考え方の違いが表面化し、あつれきが生ずることもあります。一方、総合的に優れた派遣職員がいることで、病院職員とは違った発想が生まれ、よき結論に達することも事実であります。今後は、ソフト面の改革の第一歩として、職員のモチベーションを高めることで、組織の活性化を図ることが肝要であり、そのためにはより広い視野と総合力を兼ね備えたプロパーの育成に努めるとともに、管理職への登用を積極的に行い、緩やかにプロパーによる病院運営を目指すことが望ましいと考えております。

その方策の一つとして、行政からの派遣だけではなく、病院側職員の行政への派遣も含めた人事交流が実施できるよう、行政と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 ほかに答弁はありますか。

病院事務部長、小高一徳君。

○病院事務部長（小高一徳君） 医師の管理体制についてのご質問にお答えいたします。

当院は、二次救急を基本的には週3日、火曜日・金曜日・土曜日に担当し、内科と外科、または整形外科の医師が当直医として勤務いたしております。常勤医師の場合、当直明けでの外来診療もごございます。特に内科医は常勤医師が4名であり、当直の負担が大きいことから、当直のみの非常勤医師を採用して、負担の軽減を図り、今月からは当直のほとんどを非常勤医師が担当することとなりました。また、外科・整形外科の医師につきましても、水曜日が整形外科の休診日であることから、当直医師の配置を工夫し、当直明けでの外来診療の代医をいたしております。

いずれにいたしましても、常勤医師の確保、とりわけ内科・眼科・産婦人科の医師の確保

は喫緊の課題でありますので、今後も全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長 鈴木君、再質問はありますか。

○3番（鈴木敏文君） ありがとうございます。

今の答弁で、プロパーの体制、それからまた派遣の体制、それぞれに良い点、悪い点があるということもございます。ただ、長生病院も一生懸命、病院長を中心として事業を運営されている、だんだん良くなってきたというのは、如実に感じているところでございますけれども、なお一層それを強めるためには、職員の意識改革というものが必要ではないかなというように思っております。これは一朝一夕にできるわけでもないことでございますので、やはり考えながら、そこで聞いた話によりますと、例えば事務長さんが、大学病院に毎年のようにお伺いする。医師を派遣してほしいというお願いをする。その中で、君も10年通っているから医師を回してあげようというような話もあるということも聞いております。

また、いろいろな医療用品を入れるにしても、やはり精通をしています。長い間のその経験の中でそれぞれ安いものをと、いろいろな形で対応できるというような話も聞いておりますので、ぜひこれはお考えをいただきたいというように思っております。

それから、当直の話でございますが、桐谷院長が率先して、今、当直をなさっているという話を聞いておりました。これは今の答弁でいきますと、当直は非常勤の先生がいることは大変いいことだと思っております。ドクターが疲弊をしますと、なかなか診療もスムーズにいかないということもあるでしょうし、また、長生病院に行くと大変だというような、噂が立ちますと新しい医師の確保も非常に困難になってくるということも考えられますので、ぜひこれからも一人一人のドクターが過激な勤務にならないように努めていただきたいと思います。また、鎌田先生であります名誉院長、この下に院長先生、それから副院長は看護師長さんが副院長ということをお伺いいたしました。それから事務局長がいらっしゃって、現場ドクター、看護師さん、それから事務方、三位一体となって同時にしていくんだということで、今、補助金をいただかなくても黒字になっているという話もございます。ぜひ長生病院も今まで赤字でずっと来たことが、現院長のもとにおきまして、黒字になって、これから先は補助金がなくても黒字になるということが目標に掲げられているわけでございます。ぜひ、その方向性というものを、きちっと患者のことも考えていただいて、やはり調整する中で、安心して治療ができる、受診ができるということを皆さんに、安心・安全の長生病院なんだということを確認していただくためにも、長生病院のさらなる充実というものを図っ

ていただきたいなというふうに思っていますので、管理者からお話があれば、一言お伺いしたいと思います。

○議長 ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 鈴木議員からの質問に対しましてお答えさせていただきますけれども、今、ようやく桐谷院長のもと、長生病院も大分改善されてきておりまして、先ほども申し上げたとおり、22年から4年続けて黒字できております。ただ、そうは言っても、議員指摘のとおり、市町村からの負担金そのまま、まだ乗っかっているということでございまして、この後、院長、再度また長生病院の運営に当たっていただける。先般、約束をしていただきましたので、行政からも負担金をできるだけ軽減できるよう、この4年間に対しては邁進していく、こういう話を先般されておりました。そういった強い経営感覚を持った院長でございまして、私どもといたしましても、運命共同体、そういうような思いでこの病院運営に当たっていきたい。協力して動きたいと思っております。

それから医師の問題でございまして、今、県内でも二次の機関病院になっております。したがって、普通の一般病院にも二次機関の夜間の救急のケースはいろいろと協力していただいておりますが、そうは言っても、やはりこの長生病院で受ける比率というのが非常に高くなってきております。そんな中で医師には大変ご苦労をかけておるところでございまして、私がいろいろな機会でも再生本部会議、あるいは国保の理事会でも話させていただきましたけど、全体的に見ますと、千葉県の場合は千葉大一つしか大学病院がございません。したがって、医者を育てる組織が一つしかない。幾ら10人、20人増やしても、相対的な医師の数というのが年間にしては120から130。このような数字ではとても600万人県民を支えるには、余りにもマンパワーが少な過ぎる。したがって、もっと医大を1つか2つ、県立あるいは市立病院を建てていただけないかな。こういう話をさせていただいております。

それから専門医がやはり疲弊してきております。特に産科・小児科。ご存じのとおり、この地域でも産科は、今、茂原市内で2カ所。場合によっては1カ所がやめれば、もう1カ所も多分やめるだろう。こういうような話が出ていますし、今、私のところに入ってきている情報ですと、東金でやっております産科病院がやめるような方向に、検討に入っているという話でございまして、そうなった場合に、この長生管内の産科を受け持たせていただいております病院に、相当な負担がくるわけでございまして、非常に今、頭を痛めているところであります。

先般、森先生の秘書の方にも、産科あるいは小児科の対応をとにかく国で何とかしてくれないと、これはもうどうにもならない話なので、お願いしたい、こういう要請をしております。

そういう医者の問題は非常に難解でございます。また、看護師の問題も同じように都心部でも起きておまして、両建てていかないと、やはりこの問題は解決できない。こういう問題でもございますので、この辺もご理解をしていただきたいと思います。

諏訪中央病院さん、一生懸命やっただいておりますけれども、長生病院も桐谷院長、一生懸命取り組んでいただいておりますし、プロパーでなくとも、その辺は事務能力は広域のほうから派遣された職員も、それなりの能力を持っておる方が、相当行っておりますので、その辺は心配ないと思っております。全てプロパーにすればいいか、こういう話もありますが、一方において精通している職員がいることによって、事務量が大幅軽減されると思っておりますので、その辺もご理解していただきたいと思います。

この圏域の基幹の病院として、私ども管理者としても、バックアップするのは先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長 ほかに答弁はありますか。

鈴木君に申し上げます。規定による質問は終わりました。

要望などありますか。あれば簡潔にてこれを許します。

○3番（鈴木敏文君） ありがとうございます。

管理者と桐谷院長の運命共同体という、今、管理者から言葉がありました。一緒になって、良くも悪くも一緒になって取り組むんだという強い絆のようなもの、力強い心意気というものを感じられました。ぜひこれからも、一生懸命頑張っておられるわけでございますので、管理者、副管理者の皆さんも一緒になって長生病院を盛り立てていくということでお願いいたします。

病院経営は今の長生病院の運航技術、船のようなものではないかなと思います。荒波を乗り越えて、今、少し波がおさまったところにきているのかなという気がいたします。長生病院丸は桐谷キャプテン、船長のもとで一丸となって職員の皆さんと行くということが、非常に大切なことだ。その中でも、どこに向かってこの船は進んでいくのかということが、やはり目標をきちんと定めていかなければいけないというふうに思います。

また、そのことが乗客に安心を与える、病院に行く患者さんに安心を与えるようなものに



なってほしい。そのことが嵐に強い船になってくるんだというように思います。

甲斐の武田信玄は、「人は石垣、人は城」というふうに話しました。組織における人づくりの大切さをこれからも皆さんと一緒に考えていただきまして、長生病院丸の進路と目的をしっかりと示していただきまして、乗組員の結束を高めて安全運航をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長 これをもちまして一般質問は終わりました。

日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長（風戸博恭君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成26年3月14日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

職員の給与に関しましては茂原市に準じた給与体系をとっており、茂原市では平成26年第1回定例会において所要の改正がなされたことから、当組合といたしましてもその状況に鑑み、同様に実施することといたしました。

組合では、本件についての議会招集について検討したところでございますが、既に第1回定例会を終えており、また、茂原市の動向、茂原市議会における議会の日程並びに施行期日等の関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになったため専決処分により対応したものでございます。

改正の内容につきましては、茂原市が千葉県人事委員会勧告に基づき、初任給を中心に若年層に限定した給料の引き上げ改定を、平成25年4月1日に即して実施したことを受け、同組合も同様に給料表の改定をしたものです。また、一般職職員の給与水準の適正化を図るため、平成26年4月1日から、給与月額について一般職の職務の級が1級から5級までの在職者は1%、6級から9級まで在職者は2%の給料削減を実施したものでございます。

以上が専決処分の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。質疑の回数は、会議規則第56条の規定により2回までとします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第10、認定案第1号から認定案第4号の上程説明並びに質疑を議題といたします。

まず、認定案第1号について提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 認定案第1号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

今回、資料としてお配りしてございます決算の概要でご説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。上段の表をごらんください。歳入総額は、54億9,067万9,417円、歳出総額は53億1,493万5,592円となり、歳入歳出差引残額は1億7,574万3,825円となりました。実質収支も同額でございます。

実質収支額の内訳でございますが、予算現額に比べまして歳入では、一般廃棄物処理手数料による使用料手数料や、売却定期預金等の諸収入の増加により1億855万円の増となった

こと。歳出では国の給与減額特例措置等による人件費の減、発電効果等による電気料金や薬品の添加量調整による需用費の減等により、6,718万円余が不用額となったことによるものでございます。

歳入の概要についてご説明いたします。資料の4ページをお開きください。

表をご覧ください。増減額計の欄でございますが、前年度と比較をいたしますと5億5,388万円余、9.2%の減となりました。減となった主な要因ですが、燃えるごみ専用袋の購入増などによる手数料、夜間救急診療所改修工事の財源としての県支出金、また温水センタープール棟浴場棟の貸し付けによる財産収入や、前年度繰越金が増となった一方で、消防救急無線共同整備費用に対する助成金による諸収入や、可燃物処理施設及び消防施設の整備による組合債、さらに公債費の一部償還が終了したこと等によりまして、分担金、負担金が減となったこと等によるものでございます。

歳入の各款の主な内容につきましては、本ページ及び次の5ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。

11ページをお開きいただきたいと思います。表をご覧ください。増減額の欄でございますが、物件費が増となったもの、人件費、補助費等、公債費等が減となり、4億2,382万円余、7.4%の減となりました。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、2款総務費でございますが、1項1目一般管理費といたしまして、職員17人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費で1億7,022万円余、4目諸費といたしまして、介護認定審査会費と非常備消防費特別負担金を除いた過年度分市町村負担金の一括精算で2億934万円余を、それぞれ執行いたしました。

次に、3款民生費でございますが、1項1目介護認定審査会費といたしまして、委員の報酬を初め、介護認定審査会に関する各種経費で2,640万円余を、2項1目障害程度区分認定審査会費といたしまして、委員の報酬を初め、障害程度区分認定審査会に関する各種経費で669万円余を、それぞれ執行いたしました。

次に、4款衛生費でございますが、1項1目保健衛生総務費といたしまして、職員3人分の人件費を初め、二次待機病院業務委託及び休日在宅当番医業務委託等で2億1,963万円余を、2目夜間急病診療所費といたしまして、夜間急病診療所の医師報酬及び診療事業に関する各種経費、また、老朽化・狭隘化した夜間急病診療所改修工事のほうで、7,892万円余を

それぞれ執行いたしました。

次に、2項1目清掃総務費でございますが、職員13人分の人件費を初め、清掃に関する各種経費で9,453万円余を、2目し尿処理費といたしまして、職員2人分の人件費を初め、し尿処理施設運転管理業務委託や汚泥搬送コンベアフライドチェーン交換工事等、施設の運転及び維持管理に関する各種経費で1億2,246万円余を、3目可燃物処理費といたしまして、職員3人分の人件費を初め、可燃物収集業務委託や、ごみ焼却施設保管設備補修工事等、可燃物の収集から処理に関する各種経費で9億4,473万円余を執行いたしました。

4目不燃物処理費といたしまして、職員6人分の人件費を初め、不燃物収集業務委託や粗大ごみ処理施設制御機更新工事等、施設の運転及び維持管理に関する各種経費で1億6,757万円余を、5目最終処分場費といたしまして、職員3人分の人件費を初め、佐貫最終処分場とエコパーク長生の浸出水処理施設運転管理業務委託や、佐貫最終処分場浸出水処理施設補修工事等、施設の運転及び維持管理に関する各種経費で1億3,799万円余を、6目資源化推進費といたしまして、紙類等収集業務委託等、資源化推進に関する各種経費で1億6,061万円余をそれぞれ執行いたしました。

次に、消防費でございますが、1項1日常備消防費といたしまして、職員233人分の人件費を初め、消防業務に関する各種経費で19億6,219万円余を、2目非常備消防費といたしまして消防団員1,484人の報酬を初め、訓練や出動手当など消防団活動に関する各種経費で1億941万円余を、3日常備消防施設費といたしまして、消防本部・中央消防署庁舎改修工事等の執行、また、千葉消防共同指令センター負担金及び消防救急無線整備管理費負担金、高規格救急自動車1台の更新などで1億454万円余を執行いたしました。

4目非常備消防施設費といたしまして、消防デジタル無線受令器96台の設備、また、消防機庫新築1棟、小型動力ポンプつき積載車5台の更新や、消火栓13栓の設置などで1億3,620万円余を執行いたしました。

次に、7款教育費でございますが、視聴覚教材センター費といたしまして、職員3人分の人件費を初め、学校及び社会教育用教材等の購入及びセンターの運営に関する各種経費で1,796万円余を執行いたしました。

次に、8款公債費でございますが、ごみ処理施設の建設を初め、各種施設の整備に係る借入れ分についての元利償還金で6億3,705万円余を執行いたしました。

以上が一般会計、歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 続いて、認定案第2号について提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長（風戸博恭君） 認定案第2号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、先ほどの決算概要をごらんいただきたいと思います。

決算概要の12ページをお開きいただきたいと思います。上段の表をご覧ください。歳入総額は1億8,583万8,309円で、歳出総額は1億7,866万914円となります。歳入歳出差引残額は717万7,395円となりました。その概要についてご説明をいたします。

13ページをごらんください。まず、歳入からご説明いたします。上段の表をご覧ください。

1款分担金及び負担金は、茂原市、長柄町、長南町からの負担金で1億3,390万円となりました。起債の償還が一部終了したこと等によりまして、前年度と比較し6,886万円余、34.0%の減となりました。

次に、2款使用料及び手数料は4,495万円余となりました。利用者の減によりまして、前年度と比較し、86万円余、1.9%の減となりました。

次に、3款繰越金は、前年度繰越金で680万円余となりました。前年度から繰越金を過年度分市町村の負担金として精算し、返還したことにより、前年度と比較し、1,944万円余、同じく74.1%の減となりました。

次に、4款諸収入は17万円余で、主に自動販売機の管理収入でございます。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

中段の表をご覧ください。1款事業費、1項事業費、1目聖苑管理費ですが、職員3人分の人件費を初め、火葬業務委託や中央監視システム改修工事等、施設の管理運営に関する各種経費で、1億3,293万円余を支出いたしました。前年度と比較いたしますと、137万円余、1.0%の減となりました。

2款霊柩車管理費ですが、職員3人分の人件費を初め、霊柩車の維持管理に関する各種経費で706万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと、229万円余、48.1%の増となりました。管理運営における人員配置の見直しによりまして、職員を聖苑管理費で3人削減いたしました。霊柩車管理費で1人増としたことによりまして、霊柩車管理費が増となったものでございます。なお、人件費全体では、下段の表の人件費にありますとおり、1,191万円余の減となりました。

次に、2款公債費ですが、施設建設のために借り入れた起債の元利償還金で3,866万円余を執行いたしました。一部償還が終了したことによりまして、前年度と比較いたしますと、9,050万円余、70.1%の減となりました。

以上が特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 続いて、認定案第3号について、提案理由の説明を求めます。

小高隆水道部長。

○水道部長（小高 隆君） 認定案第3号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算及び事業報告書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

決算書では101ページになりますけれども、お手元の決算の概要書に沿ってご説明申し上げます。

それでは、概要書の14ページをお願いいたします。

初めに、業務量の状況でございますが、給水戸数は行政区域内世帯数の増加により6万152戸で、前年度対比0.8%の増加となり、給水人口は行政区域内人口の減少により、14万7,822人と前年度対比992人、0.7%の減少となりました。また、年間総給水量は1,976万2,581立方メートルで、前年度対比1.3%の減少となり、料金収入の対象となります年間有収水量は1,737万5,077立方メートルで、前年度対比1.0%の減少となりました。

続きまして、水道事業収益及び費用でございますが、こちらは税抜き表示でございます。

水道事業収益の決算額は48億8,890万4,501円で、前年度対比801万円余、0.2%の増額となりました。1項営業収益は、39億2,238万828円で、前年度対比1.0%の減少となりました。その内訳でございますが、1目給水収益は水道料金の38億8,811万9,606円であり、家事使用料の減少や、工場用等の大口需要者の使用量が減少したことにより、前年度対比4,797万円余、1.2%の減額となりました。

2目の受託工事収益は、下水道事業等の配水管切り回し工事に伴う受託工事収益で1,901万460円となり、前年度対比595万円余、45.6%の増額となりました。

次に、2項営業外収益は、9億6,652万3,673円で、前年度対比5.1%の増額となりました。そのうち2目給水申込納付金1億7,841万5,000円は、新規加入者からの加入申し込みで762件分で、前年度対比4,765万,7000円、36.4%の増額となりました。

3目市町村負担金は、前年度と同額の4億290万円を高料金対策としまして構成市町村からご負担いただいているところでございます。

4 目県補助金は 3 億8,329万円となりました。

続きまして、水道事業費用でございます。15ページをお願いいたします。

水道事業費用の決算額は48億8,563万4,852円で、前年度対比2,164万円余、0.4%の減額となりました。1 項営業費用は45億8,797万4,691円で、前年度対比1,228万円余、0.3%の減額となりました。その内訳でございますが、1 目原水及び浄水費は28億3,594万3,500円で、前年度対比で0.3%の減額となりました。減額の理由は、主に修繕費・工事請負費及び九十九里地域水道企業団へ支払う受水費の減少によるもので、受水費は給水量の減少により、25億9,157万9,465円で、前年度対比0.5%の減額となりました。

2 目配水及び給水費は、3 億8,730万1,134円は、配水池から各家庭へ水を送るための経費で、修繕費・委託料が主なものでありまして、前年度対比6.3%の減額となりました。

4 目業務料 2 億5,015万445円で、検針・集金等に係る委託料 1 億5,499万円余が主なものでございます。

5 目総係費は 1 億8,620万1,636円で、主に人件費でございます。なお、人件費の総額でございますが、給与削減措置及び人事異動等により、4 億8,122万5,229円で、前年度対比 2 %の減額となりました。

6 目減価償却費は、配水管等の有形固定資産を定額法により算出し、8 億7,608万7,928円で、償却資産が減少したことから、前年度対比1,261万円余、1.4%の減額となりました。

7 目資産減耗費は、配水管布設替え工事等の実施により2,614万624円となりました。

次に、営業外費用は 2 億9,227万7,594円で、前年度対比1,108万円余、3.7%の減額となりました。その内訳でございますが、1 目支払利息は 2 億6,566万2,151円で、前年度対比1,168万円余、4.2%の減額となりました。2 目雑支出は、特定収入に係る消費税の計上による2,661万5,443円でございます。

次に、3 項特別損失の 1 目過年度損益修正損は、平成19年度分の水道料金未収分で延べ571件、538万2,567円を不納欠損として処理したものでございます。この結果、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純損益は326万9,649円の純利益となりました。

続きまして、16ページをお願いいたします。

収益的収支決算の状況から算定いたしました経営指標の一つであります水 1 立方メートル当たりの給水単価及び給水原価についてご説明申し上げます。

まず、供給単価でございますが、これは水 1 立方メートル当たりの販売単価をあらわしたもので、平成25年度では223.78円となり、前年度対比では0.41円の減少となりました。

一方、給水原価でございますが、水1立方メートル当たりの生産原価をあらわしたもので、平成25年度では279.89円となり、前年度対比1.27円の増加となりました。給水原価のうち九十九里地域水道企業団からの受水費は原価の53.3%、149.16円分を占めている状況でございます。給水単価が給水原価より不足する額56.11円を高料金対策事業といたしまして、構成市町村並びに県補助金としてご負担いただいているところでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。こちらは税込み表示でございます。

まず、資本的収入の決算額は8億5,919万6,292円で、前年度対比8,592万円余、11.1%の増額となりました。その内訳でございますが、1項企業債は老朽管更新事業等に係る建設改良費の財源5億230万円のほか、借りかえ残の許可のうち3億2,960万円の借りかえを実施し、8億2,190万円を借り入れたもので、前年度対比48.9%の増額となりました。

2項負担金は、新設消火栓工事負担金や宅地開発事業等にかかる開発負担金で、3,667万9,176円となりました。

3項雑収入は、負担金工事に係る設計手数料の減少により、61万7,116円となりました。

次に、支出でございますが、資本的支出の決算額は20億438万4,927円で、前年度対比1億7,478万円余、9.6%の増額となりました。

1項建設改良費は11億2,437万924円で、前年度対比1億6,089万円余、12.5%の減額となりました。その内訳でございますが、1目消火栓工事費1,067万4,300円は新設消火栓13栓を設置したもので、2目建設事務費6,234万9,925円は、配水管布設替え実施設計業務委託等によるものでございます。

3目原水施設費7,363万6,500円は、山之郷浄水場系の送水管更新工事及び薬品注入設備更新工事等によるものでございます。

4目配水施設費は、9億6,269万9,101円で、石綿セメント管更新工事等によるもので、前年度対比1億7,672万円余、15.5%の減額となりました。

次に、2項企業債償還金は、借りかえ債の実施により、8億8,001万4,003円で、前年度対比3億3,567万円余、61.7%の増額となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11億4,518万8,635円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をしたところでございます。

以上で平成25年度水道事業会計の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますよう、お願いいたします。

○議長 最後に、認定案第4号について提案理由の説明を求めます。



小高一徳長生病院事務部長。

○病院事務部長（小高一徳君） 認定案第4号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書では139ページからですが、決算の概要書にてご説明いたします。

概要書の18ページをお開きください。まず、上段の業務量は、項目2年間患者数のうち、入院が前年度比8.8%、4,100名減の4万2,366名であり、外来が前年度比9.3%、8,725名減の8万4,673名となりました。

また、下の欄の病院事業収益は、年間患者数の減に連動して、1項1目入院収益が前年度比8.9%、1億6,566万1,010円減の16億8,768万8,108円となり、1項2目外来収益から前年度比6.1%、4,913万9,041円減の7億5,621万1,751円となり、差額室料や人間ドック料金等の3目その他医業収益は、前年度比5.4%、699万36円減の1億2,314万7,908円でございます。この減額の主な要因は、平成25年3月末に2名の常勤医師、眼科・泌尿器科の医師が退職したことに伴う診療日数の減でございます。眼科は24年と比べますと124日、泌尿器科は24年と比較して53日、診療日数が減っております。

4目市町村負担金は、前年度比7.8%、1,049万4,000円増の1億4,439万5,000円で、救急医療の確保に要する経費として、構成市町村からご負担いただきました。これら1目入院収益から4目市町村負担金までの合計である医業収益は、前年度比7.2%、2億1,129万6,087円減の27億1,144万2,767円となりました。

次に、2項医業外収益でございますが、2目市町村負担金は前年度比1,774万1,000円減の、5億5,674万7,000円で、企業債利息及びリハビリテーション、小児医療に要する費用等でございます。

3目補助金は、前年度比78万8,000円減の1,038万1,000円でございます。

4目その他医業外収益は、前年度比8万8,392円増の2,083万5,834円であり、医療支援手数料、自動販売機売上手数料等でございます。

5目売店収益は、前年度比331万6,013円減の2,831万7,703円となり、2項医業外収益全体では、前年度比3.4%、2,175万6,621円減の6億1,628万1,537円となり、1項の医業収益と合わせた病院事業収益は、前年度比6.5%、2億3,305万2,708円減の33億2,772万4,304円となりました。

続きまして、病院事業費用についてご説明申し上げます。19ページをごらんください。

1款1項事業費用は、前年度比3.7%、1億2,225万8,374円減の31億7,972万3,096円とな

りました。その主なものは、1目給与費が8,117万3,363円減の22億245万2,418円であり、これは平成25年7月1日からの給与の臨時特例による減額及び常勤医師2名の減によるものでございます。

2目材料費は、前年度比4,728万7,993円減の4億3,054万8,646円で、患者数の減少によるものでございます。

3目経費につきましては、消耗品費・光熱水費・委託料等で、前年度比504万1,637円増の4億1,644万756円となりました。増額の主な要因は、A棟建設に伴う机・椅子等購入による消耗品費の増でございます。

2項医業外費用は、前年度比7.8%、707万448円減の8,354万9,861円で、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2目売店費用、3目雑支出の減によるものでございます。

3項特別損失は、医療費のうち患者負担分未収金分を欠損処分としたもので、主に死亡・行方不明等により徴収不能となりました5件分でございます。医業費用に医業外費用・特別損失を加えた病院事業費用は32億6,453万7,557円で、前年度比3.8%、1億2,953万8,558円減となり、結果として、病院事業収益33億2,772万4,304円から病院事業費用32億6,453万7,557円を引いた当期損益は、6,318万6,747円の純利益となりました。これにより、平成25年度未処理欠損金は、40億550万5,299円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。お手元の概要書の20ページをお開きください。

上欄の資本的収入の決算額は、7億7,871万6,000円で、前年度比6億324万7,000円の増となりました。これはA棟建設に伴うものであり、1款1項1目企業債が4億1,000万円、3項1目の千葉県地域医療再生交付金である県補助金1億8,600万円のうち、1億8,450万円が建設への補助金であり、合わせて5億9,450万円が建設財源でございます。また、2項1目市町村出資金1億8,271万6,000円の内訳は、企業債元金償還金が1億2,968万6,000円、医療機器等の資産購入費が4,925万円、解体工事及び駐車場整備工事設計費用が378万円でございます。前年度比724万7,000円増となりました主な要因は、資産購入費の増に伴う負担増でございます。

これに対します下の欄の資本的支出決算額は、8億9,721万2,710円で、前年度比6億1,405万1,905円の増となりました。1款1項建設改良費のうち、1目資産購入費は、前年度比3,000万95円の増の1億円となりました。これは主にA棟建設に伴う医療機器の整備のため、99品の機器を購入いたしましたものでございます。2目増改築工事費5億9,512万3,000円は、

A棟建設費でございます。また3目駐車場造成工事費756万円は、26年度に実施予定のA棟取り壊し及び駐車場整備工事の設計料でございます。

2項企業債償還金は前年度比880万3,190円減の1億9,452万9,710円でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額、1億1,849万6,710円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金の合計、1億1,595万9,077円で補填させていただきました。

以上、雑駁ですが、認定案第4号平成25年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算についてご説明申し上げます。

よろしくご審査の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 以上で認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

白井代表監査委員。

○代表監査委員（白井伸夫君） 本年4月よりご指名をいただき、監査委員を務めております白井でございます。微力ながら、組合行政発展のため、尽力を尽くす所存でございます。管理者並びに議員各位にご指導を賜り、円滑な職務を行ってまいりたいと思います。ご支援・ご協力をお願いする次第であります。

監査報告を申し上げます。

過日7月23日、組合管理棟第1研修室におきまして、議会選出の北田監査委員と、平成25年度長生郡市広域市町村組合の一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業会計の各決算と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性に関する審査を実施いたしました。それらの監査及び審査の結果につきまして申し上げます。

一般会計・特別会計並びに各事業会計の決算につきましては、決算にかかわる会計帳簿等が関係法令に基づいて調製されており、各会計の計数は正確で、予算の執行内容も適正であると認められました。

具体的には、各会計の取り扱い体制、責任体制の確認、預金通帳等の管理状況の確認、支出の根拠となる書類の添付・整理・保存状況の確認等々は全て有効であると確認をいたしました。

次に、水道・病院事業の経営健全化につきまして、ご報告いたします。この審査は公営企業の資金不足比率を審査するものであり、提出された関係書類を審査いたしました。結果は

両事業会計とも資金不足はなく、経営の健全性は顕著でありました。

以上の監査審査につきまして、決算並びに経営健全化意見書を作成し、平成26年8月6日付にて、管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算にかかわる所見と経営健全化の審査意見につきましては、審査意見書の4ページから10ページに取りまとめてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で監査報告を終わります。

○議長 ご苦労さまでした。監査報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

認定案第1号から認定案第4号について、これより質疑に入りますが、詳細な質疑については決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査・質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑ということでお願いいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ認定案第1号の質疑を終わります。

続いて、認定案第2号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ認定案第2号の質疑を終わります。

続いて、認定案第3号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ認定案第3号の質疑を終わります。

最後に、認定案第4号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ認定案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員構成は議会運営委員会の意向を尊重し、茂原市3名、各町村1名ずつの計9名の委員をもって構成したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

2番、金坂道人君、3番、鈴木敏文君、4番、ますだよしお君、8番、鶴野澤一夫君、10番、岡澤宏一君、12番、中村秀美君、14番、大多和秀一君、16番、神崎好功君、18番、松崎剛忠君。

お諮りいたします。

以上の9名を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時25分といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員会委員の方は、第2研修室にお集まりください。

午後 1時03分休憩

午後 1時16分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選があ

りました。

その結果、委員長に16番、神崎好功君、副委員長に3番、鈴木敏文君が選ばれましたので、ご報告いたします。

日程第11、議案第1号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長（風戸博恭君） 議案第1号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億909万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,432万円にしようとするものでございます。その主な内容でございますが、千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金の減額と、退職手当還付金の市町村への還付及び非常備消防施設の整備による経費についての補正でございます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

退職金手当負担金の減額及び還付金につきましては、この議案第1号の参考資料でご説明をさせていただきます。当組合の退職手当につきましては、千葉県市町村総合事務組合に負担金を納付し、総合事務組合から退職者に支払われています。退職手当は平成25年度から支給率が段階的に引き下げられており、今後は大幅に減少することが見込まれていること、また、加入している団体個々の累計収支額に大幅な不均衡が生じていることから、負担金額を見直し、これを是正することを目的に、千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例が改正をされました。是正の内容でございますが、中段の下の米印にございますが、平成30年度末を目途として、それぞれの団体の累計収支基準額を細かく定め、調整していこうとするものでございます。当組合は累計収支額が黒字であるため、それに伴い、本年度から平成30年度までの5年間は、退職手当負担金を納付せず、また累計収支黒字につきましても、一定額を縮減し、その差額について、これも5年に分けて分割し、還付をされることとなりました。

上段の表をごらんください。平成26年度納付する予定であった退職手当負担金の会計別金額及び負担割合でございます。一般会計及び特別会計につきましては、今回の補正でこれを減額しようとするものでございます。

中段の表をごらんください。①は当組合の平成25年度末累計収支額で、32億3,636万3,053

円の黒字でございます。②は、平成26年度から平成30年度に退職者に支払われる見込みの退職手当負担金、12億6,487万1,555円。③は米印で示してありますが、当組合は市を含む団体に構成されておりますので、市組合も15億円が平成30年度末の累計収支基準額となります。④の負担金の縮減額は、①の累計収支額から②の5年間の負担金と、③の平成30年度末累計収支基準額を除いた額、4億7,149万1,498円で、総合事務組合から還付される額となります。つまり平成30年度末で、当組合の累計収支額が15億円となるよう、5年間で、黒字額の縮減を図ろうとするものでございます。

下段の表をごらんください。⑤は負担金の各金額を会計別に表わしたもので、一般会計で2億3,395万4,081円。特別会計で84万8,685円になります。⑥は還付額が5年間の分割で行われるため、単年度の額をあらわしたもので一般会計4,679万816円、特別会計で16万9,737円でございます。今回、この単年度還付金額を補正予算に計上させていただきました。退職手当負担金につきましては、構成市町村からの派遣職員につきましては、派遣期間中は当組合で積み立て、退職時は構成市町村での退職金となること、また、病院では在職年数が短い方が多いため、退職金の支出が少なくなること等によりまして、累計収支額が多額の黒字となったものと思われまます。なお、水道事業会計及び病院事業会計につきましては本年度の収支状況を見極めた中での対応を決定してまいります。

では、補正予算の概要歳出を申し上げます。初めに退職手当負担金についてですが、補正予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費から6款教育費までの退職手当負担金につきましては、当初予算計上額合計2億4,809万7,000円を減額し、また2款総務費1項総務管理費4目諸費は千葉縣市町村総合事務組合からの退職手当負担金還付金4,679万円を市町村へ還付するものでございます。5款消防費1項消防費4目非常備消防施設費は市町村からの要望で事業の追加・変更により778万8,000円を減額するものでございます。12節役務費4,000円、13節委託料210万3,000円の減額は、長南町からの要望で予算計上をしてありました消防機庫新築を取りやめたことによるものでございます。15節工事請負費708万5,000円の減額は、睦沢町の要望で防火水槽新設工事の追加分410万4,000円の増額がありましたが、長南町の要望で、当初予定していた消防機庫新築工事が取りやめとなり、1,981万9,000円を減額し、災害拠点地造成及び消防施設設備工事863万円を計上したことによるものでございます。長南町の消防機庫は現在の場所に建てかえる予定でございましたが、調査の結果、千葉県建築基準法施行条例のがけ条例によりまして、移転を余儀なくされました。移転先につきましては確保できましたけれども、造成

工事が必要となり、機庫建設を次年度に見送り、当年度は造成工事等を行うこととなりました。

18節備品購入費140万4,000円の増額は、白子町からの要望で小型動力ポンプ1台を購入することです。

以上が歳出の主な理由です。

次に歳入についてご説明をいたします。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金1目負担金は2億4,588万5,000円を減額補正しようとするものです。歳出の各費目にわたる退職手当負担金の減額による市町村負担金の減額及び非常備消防費での事業変更により、市町村特別負担金を増額しようとするものです。市町村及び費目ごとの詳細につきましては、24ページに一覧表をつけてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

8款諸収入3項雑入1目雑入は千葉県市町村総合事務組合からの退職手当負担金還付金として、4,679万円の増額補正です。9款組合債2項組合債1目消防施設債は1,000万円の減額補正です。非常備消防施設にかかる事業の変更に伴い減額となったものがあります。

次に、4ページにお戻りください。第2号の地方債補正です。組合債の減額に伴いまして、限度額を9,400万円に減額補正しようとするものです。

以上、議案第1号についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありますか。



(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決します。

議案第1号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第2号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第2号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の2ページを開いていただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ72万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,310万3,000円にしようとするものでございます。その概要でございますが、一般会計と同様、当初予算に計上してあります退職手当負担金を減額し、退職手当還付金を市町へ還付しようとするものでございます。

その概要を歳出で申し上げます。4ページをお開きください。

下段の表をご覧ください。1款事業費1項事業費1目聖苑管理費の3節職員手当等につきましては、退職手当負担金、当初予算計上額89万8,000円を減額し、また23節償還金利子及び割引料は、千葉県市町村総合事務組合からの退職手当負担金還付金16万9,000円を、市町へ還付するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

上段の歳入をごらんください。1款分担金及び負担金1項負担金1目負担金につきましては、89万8,000円を減額補正しようとするものでございます。退職手当負担金の減額に伴うものでございます。

各市町の詳細につきましては5ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

4款諸収入2項雑入1目雑入は、千葉県市町村総合事務組合からの退職手当負担金還付金として、16万9,000円の増額補正でございます。

以上、議案第2号についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決します。

議案第2号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算(第1号)を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第3号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小高病院事務部長。

○病院事務部長(小高一徳君) 議案第3号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

お手元のA4の追加資料、こちらでございます。後ろにA3の地図がついているものがあるかと思いますが、こちらでご説明させていただきます。

今回の補正は、旧A棟解体工事費及び跡地の駐車場造成工事費が入札により減額となったこと及び旧A棟解体工事費が企債の対象になったという概略の変更でございます。また、工事費が減額となったことによるC棟玄関前の中央駐車場もあわせて、一体的な駐車場として整備させていただきたく、予算計上いたしました。

説明資料上段の収益的収入及び支出をご覧ください。支出よりご説明いたします。

旧A棟解体工事費は1款3項1目その他の特別損失3億3,247万5,000円のうち、1億951万2,000円を計上いたしておりましたが、入札により532万1,000円減の1億419万1,000円となりました。その財源としての収入は、今年度より移転建てかえ工事が企債の対象となったことから、全額を企業債とするものでございます。また、市町村負担金5,475万6,000円につきましては、後ほどご説明いたします中央駐車場の財源として640万3,000円を、残りの4,835万3,000円を1款2項1目医業外収益の市町村負担金へ組みかえたく計上させていただきました。

なお、今回の補正により、収益的収支は収入の合計が9,769万7,000円増の38億869万円に、支出の合計が532万1,000円減の38億7,415万7,000円となり、純損失額は当初予算計上時の1億6,787万1,000円から、1億2,400万4,000円減の6,546万7,000円となります。

続きまして、下の段、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。支出からご説明いたします。

1款1項2目1節駐車場造成工事費は、当初予算に計上いたしておりましたA棟跡地駐車場造成工事費が入札の結果748万5,000円減の6,127万9,000円となりました。その減額分と解体工事費の残金532万1,000円を合わせた1,028万6,000円を財源として、C棟玄関前の駐車場改修工事を予算計上させていただきました。中央駐車場は地震等による凸凹や、玄関前に段差があるなど、患者様にはご不便をおかけしてまいりましたが、跡地駐車場と一体的な駐車場にすることで、患者様の利便性を図ってまいりたいと考えております。

別添のA3の地図をごらんください。図面の一番左側のほうに、第1期工事、第2期工事とありますが、第1期工事が旧A棟跡地部分の駐車場であり、第2期工事が中央駐車場の改修工事分でございます。工事を2期に分けて実施するのは、C棟前の駐車場を確保するためであり、工事中もできるだけ患者様に負担をかけないように努めてまいります。

説明資料にお戻りください。

資本的収入及び支出の欄の、収入の欄をご覧ください。

1款1項1目企業債は760万円減の6,110万円となり、さらに中央駐車場の財源として、市

町村負担金640万3,000円を計上いたしました。これは収益的収支でご説明いたしましたとおり、解体工事財源として計上いたしました市町村負担金の一部を増やしたものでございます。これにより当初予算で計上させていただいておりました市町村負担金の総額8億8,380万8,000円に変更はございません。なお、資本的収支の不足額1億1,735万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填させていただきます。

以上、雑駁ですが、平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決します。

議案第3号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第4号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長（風戸博恭君） 議案第4号一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与の支給削減措置を踏まえ、茂原市が給与の支給削減措置を実施したことに倣い、当組合では平成25年6月27日に臨時特例に関する条例を制定し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特例期間において、給与の支給削減措置を実施してまいりましたが、平成26年3月31日をもって特例期間が終了したことで条例は効力を失ったため、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決します。

議案第4号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小高病院事務部長。

○病院事務部長（小高一徳君） 議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。

病院事業管理者の給与につきましては、昨年7月1日より、東日本大震災からの復旧・復興、日本の再生のため、国・県・茂原市・長生郡市広域市町村圏組合に準じて実施されていた給与減額措置が、平成26年3月31日で終了となり、条例の効力がなくなったため廃止するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の廃止について、ご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋消防長。

○消防長（高橋 茂君） 議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年8月、京都府福知山市で多数の死傷者が発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、当組合の火災予防条例について所要の改正をするものでございます。内容といたしましては、多くの方が集まる催しにおいて火災が発生した場合に初期消火が重要であるため、対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備を義務づけ、火器器具を使用する露店・屋台等を開設しようとする場合は事前に届け出が必要となるものです。また、多数の者が集まる屋外での催しのうち、大規模な催しは規定の用地として指定し、防火担当者の選任、火災予防業務の計画等の作成をお願いし、計画書を提出しなかった場合の罰則を定めるものでございます。

なお、今回の改正につきましては、罰則の規定を伴うものでありますので、千葉地方検察庁と協議の上、周知期間を設け、条例の施行日を平成26年10月1日とするものでございます。

以上が、本案の改正内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決します。

議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第7号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋消防長。

○消防長(高橋 茂君) 議案第7号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成26年5月30日に公布され、6カ月以内に施行されることとなったことから、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約第1条において準用する地方自治法の条文に相違が生じることに伴い、同条について必要な改正を行うため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

改正前の地方自治法において、協議会の設置に関する規定は第252条の2に規定されておりましたが、今回の改正で協議会の規定の前に、新たに連携協約に関する条文が追加となり、協定に関する規定が、第252条の2の2に改められたものでございます。

参考資料の2ページに、地方自治法の新旧対照表を付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上が、本案の改正内容でございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終わります。



次に、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決します。

議案第7号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、9番、市原重光君には暫時退場をお願いいたします。

(9番 市原重光君退場)

○議長 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました北田頼光氏が、平成26年8月25日をもって退任されたことに伴いまして、この後任に組合議員であります市原重光氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

市原氏は、広域行政に精通されて、監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛同をお願いする次第であります。

なお、退任されました北田氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、

委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、これより採決します。

議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり同意されました。

市原重光君の入場を認めます。

(9番 市原重光君入場)

○議長 9番、市原議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

監査委員の紹介をいたします。

市原監査委員より、ご挨拶をお願いいたします。

○9番(市原重光君) 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員各位のご賛同を賜りまして、誠にありがとうございました。

微力ではございますが、代表監査委員の指導のもと、私も一生懸命、職責を全うしたいと考えております。どうかひとつ、関係各位のご協力を賜りながら、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わります。(拍手)

○議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議にかかる会議録の調製に当たり、字句、その他細部の調整を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これをもって、平成26年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時58分閉会